

農地の賃借料情報

令和5年1月から12月までに締結(公告)された賃借料(10aあたり)の平均額、最高額および最低額等を目安としてお知らせします。

なお、農地の耕作条件等により収入(収穫量)や経費(労力)は異なりますので、個々の賃借料については、貸し手・借り手双方による話し合いで決めていただきますようお願いいたします。

	平均額	最高額	最低額	データ数
日野町(水田)	4,000円	6,400円	700円	80件

※データ数は、集計に用いた件数です。

※使用貸借(無償貸借)契約(69件)は除いています。

※金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。



(参考)使用貸借(無償貸借)契約を含んだ場合

	平均額	最高額	最低額	データ数
日野町(水田)	2,200円	6,400円	0円	149件

農地の許可申請受付期間等のお知らせ

農地や採草放牧地の権利移動や転用行為を行う場合は、農地法に基づき許可申請が必要です。

権利移動や転用行為により、許可基準や申請書類が異なりますので、あらかじめ農業委員会事務局へご相談ください。

なお、許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可どおりに実施していない場合、農地法違反となり、罰則の適用もあります。

●申請書類の受付 毎月20日締め

(土・日・祝日の場合はその前日)

※受付締め日以降に申請された案件は翌月の受付扱いとなります(期間厳守)。

例えば、3月19日(火)申請→4月総会審議案件

3月21日(木)申請→5月総会審議案件

※添付書類である意見書は、書類を整えた後、農業組合長の確認を受け、その後、農業委員・農地利用最適化推進委員が現地を確認のうえ、意見を記入します。時間に余裕を持って準備をお願いします。

●総会日程 毎月10日

(土・日・祝日の場合はその前日)

※総会日程は都合により変更になる場合があります。

農地の賃借について

農地の貸し借りの中で、農地法、農業経営基盤強化促進法等による貸借関係以外の農地の貸し借りは、法律上での耕作権が保障されず不安定な契約になります。

農地の貸し借りの方法として、農業委員会が農地利用の最適化に資するために進めています「利用権設定」があります。お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員にお声かけください。

農地の相続等の届出について

相続等により、農地法の許可を必要としない農地の権利取得をしたときは、農業委員会への届出が必要となります。(農地法第3条の3第1項)

相続等による農地の権利移動を農業委員会がきちんと把握することで、農地の有効利用を進めることを目的としています。



みんなのとしょかん



本の紹介

『数学者たちの黒板』

ジェシカ・ワイン／著 とくだいしち 徳田功／訳 草思社

世界中の数学者たちは黒板を好むそうです。本書は、世界的な数学者を含む数学者たちによる黒板板書の写真と黒板にまつわるエッセイを並べて収録しています。なぜ黒板なのか？という数学者たちの熱い思いにあふれた一風変わった一冊です。



3月						
月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

4月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

■…休館日 ○…えいが会 ◇…託児サービス
●…おはなし会 □…おひざでだっこのおはなし会

行事予定

※行事・サービスは中止する場合があります。

【おはなし会】 3月2日(土)、9日(土)、23日(土)、30日(土)
10:30～(15分程度)

【おひざでだっこのおはなし会】
3月16日(土)11:15～(20分程度)
3歳くらいまでの親子を対象に絵本や手遊び、わらべうたなどを行っています。

【託児サービス】 3月13日(水) 10:00～12:00
対象:0歳から3歳

【えいが会】 3月17日(日) 14:00～
『ピリプ』 2018年/アメリカ(120分)

図書館からのお知らせ

○ こどもえいが会開催！

図書館では、次のとおり、こどもえいが会を開催します。詳しくはチラシやホームページをご覧ください。

作品 『ロイヤルコーギー』(85分)

とき 3月24日(日)10:30～

ところ 視聴覚室 参加費 無料

日野町立図書館

☎0748-53-1644 FAX 0748-53-3068

図書館の本は、お近くの公民館でも返却いただけます

この町民憲章は町合併3周年を記念し、昭和33年3月に制定されました。当時の若村源左衛門町長が発案し、文案は町民から広く募集されました。審査委員は山中兵右衛門氏、橋田喜一郎氏、山上證宣氏、藤井馨氏、細川雄太郎氏、川那辺海隆氏、森下太郎次氏の7名です。多数応募の中、堀春夫氏作品

（平和の町）です。
皆さんは、日野町の「町民憲章」をご存知でしょうか。「わたくしたち日野町民は」から始まり、以降5つの文で構成されています。①「健康を増進し体位の向上につとめましょう（健康の町）②「教養を高め文化の発展につとめましょう（文化の町）③「生業に励み豊かな生活を営みましよう（豊かな町）④「よい伝統を守り進取の気象を養いましよう（進取の町）⑤「平和を愛し住みよい町をつくりましよう（平和の町）」です。

青雲之志

日野町長 堀江 和博

町民憲章の重要性

が入選したほか、社明子氏、瀬川欣一氏、吉村仁一氏が佳作に選ばれました。その後、審査委員の手で補訂され当憲章が完成しました。

私はこの町民憲章に、我々が大切にすべき「日野町らしさ」が表れていると考えています。特に②「教養を高め文化の発展につとめましよう」において、健康の次に「教養や文化」を大切にしようという気質は、今日の文化活動・地域活動に熱心な町民性につながっています。④「よい伝統を守り進取の気象を養いましよう」には、祭りなど伝統文化を大切にしている気風を感じることが出来ます。こんな素晴らしい町民憲章を作っていただいた先人の皆様に感謝するとともに、その価値を再確認し、町として大事にしていきたいと思えます。

現在、日野町では、町民も行政も一緒になり日野町の宝である文化財や歴史伝統、自然などを後世に伝えていくため、文化財保存活用地域計画の策定に取り掛かっています。今年5月には町民の皆様にご意見をお伺いするため、計画に対するパブリックコメントを実施する予定です。「日野らしさ」計画にするため、ぜひ皆様のご意見をお寄せください。